

## 小田原市郷土文化館条例等の一部改正について

### 1 改正の背景

郷土文化館の本館の会議室については、建築基準法に基づく建築物の定期調査により床の傾斜の危険性が指摘されたことから、施設利用者が使用することができる施設としての用途を廃止するため、小田原市郷土文化館条例及び小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正するものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 小田原市郷土文化館条例

郷土文化館の本館の会議室に関する事項（使用時間及び使用料）を削除することとします。

#### (2) その他

(1)に併せて施設の略称を見直す等、小田原市郷土文化館条例及び小田原市郷土文化館条例施行規則の規定及び様式の字句を整理することとします。

### 3 施行日（予定）

令和6年4月1日